

2013年10月発行

第6号

平成25年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域) 平成25年8月7日開催分

■開催概要

開催日時:平成25年8月7日(木) 13:00~16:30

場所:城北市民学習センター

現地見学会

東大道野草地区、豊里地区、豊里自然地区

議事次第

1. 開会
2. 出席者紹介
3. これまでの経緯
4. 議事
 - (1) 東大道野草地区、豊里地区の整備の方向性について
 - (2) 豊里自然地区の検討の進め方について
5. 今後の予定
6. 閉会

配布資料(一覧)

■説明資料

- ・資料-1 東大道野草・豊里自然地区の現状及び開園にあたっての課題
- ・資料-2 東大道野草・豊里・豊里自然地区の変遷
- ・資料-3 豊里自然地区の植生の遷移
- ・資料-4 東大道野草・豊里・豊里自然地区の整備の経緯
- ・資料-5 東大道野草・豊里・豊里自然地区の整備の条件

■参考資料

- ・参考資料1 豊里地区個票データ
- ・参考資料2 豊里地区地区会議の概要
- ・参考資料3 平成24年度第2回下流域地域協議会会議録

【主な発言】

[地域住民代表]

- ・植生に関しては、樹木が全部伐採され、資料に書いてあるシンジュ群落などはもうなくなっている。ホティアオイは、除去をずっとしてきて、ほぼ壊滅した。樹木は、ヤナギ類とナンキンハゼ、センダンは伐採してもまた出てくる。
- ・鳥類に関しては、かつてツバメのねぐらだったが、樹木の伐採によってヨシが回復すれば、また帰ってくる。
- ・1号ワンドは、おそらく日本で最初の本格的なワンドだった。場所があまりよくなく、水裏つまり流れの当たらないところで、ヘドロだまりっぽくなつてホティアオイが大繁茂し、本来の豊かな魚のすみ場という点ではちょっと不満である。
- ・平成ワンドのほうは、淀川の改修でワンド・たまりが減ってしまうということで、淀川河川事務所がつくってくれた。ただ、多分コストの非常に高いものになっている。

[地域住民代表]

- ・昭和57年頃には、防火帯もあって、ヨシも随分育っていた。7月、8月にはツバメのねぐらも見られた。



第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録 下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域)平成25年8月7日開催分

- ・少し整備するだけで子供たちの学習の場ができるなど実感した。何らかの形で手を加えていくことも大事。
- ・西中島地区でバーベキューの有料化社会実験を行うと聞いている。この地域でも社会実験が可能ならば、実施を考えるべきではないか。

[地域住民代表]

- ・防火帯はいつごろやめたのか、防火帯をちゃんと刈り取ることによってヨシの生育にプラス側に働いていたのではないか。
- ・だいどう豊里駅に近いことから西中島地区のようにバーベキューのごみの問題が発生するのではないか。

[事務局]

- ・ヨシ刈りをやめた時期については経緯を引き続き追っていただきたい。
- ・利用状況としては、車で来られる方が西中島地区より多く、ごみの持ち帰りも比較的行われているため、豊里地区ではバーベキュー利用の有料化は今は考えていない。
- ・逆に、事務所が把握していない問題がありましたら、教えていただきたい。

[地域住民代表]

- ・昭和57年と平成21年の豊里地区の池の大きさを見てもうと、21年のほうがうんと大きい。淀川大堰のために水位が上がっていっているにもかかわらず、植生図でいうところのオギが多くなってヨシが減っているというのは不思議である。
- ・物理的な環境がちょっと変わったのではないか。

[地域住民代表]

- ・乾陸化が起こっているからオギへ転換しているとは一概には言いにくい。もう少し詳細を見てみないと何ともいえない。
- ・ここ冠水頻度のデータがあるとよい。

[事務局]

- ・管理施設などが何もないところなので、冠水頻度の実測値は無い。

[地域住民代表]

- ・少し長時間かけてここを検討していこうというのであれば、こういうところで一個測定を設けて、1年間継続的に観察することが必要。

[地域住民代表]

- ・自由使用の区域でやっている野球については、バックネットを設置した人が排他的になるなどのトラブルはないのか。

[事務局]

- ・基本的に河川敷に物を置くことは禁止だが、場所によっては、自由使用していてボールが歩行者に当たるぐらいなら、事務局側でつくるわけにもいかないので、利用者側でのバックネット設置もやむなしという現場対応をしているところもある。
- ・一方、野球場が足りないという現状があり、自治体で整備してくださいと言うものの、そう簡単にいかない面がある。

[地域住民代表]

- ・ヨシが減っている点については、水辺の管理用の道路があるために水が上がってきてないのではないか。だから、乾燥化によるヨシの衰退ではないか。
- ・福島区のほうでは、昔、ヨシを刈って利用していた方がたくさん居て、ヨシを、そのまま刈らずにおくほうがいいのか、多少刈ってしまったほうがいいのか、よくわからない。

[地域住民代表]

- ・ヨシを刈ったり燃やしたりするのがヨシにいいかどうかを調べた人は誰もいない。ただ、光が下まで届くためヨシに随伴する植物にとっては非常にいいことだと言える。

[地域住民代表]

- ・防火帯のような形で刈り取ることが、ヨシの維持、風物詩、不法占拠の抑制に繋がっていたかもしれない。そこを調べていくと、過度な整備をせずに開園と管理につなげていけるような答えがあるのでないか。

[地域住民代表]

- ・西中島のほうでは、10年ほど前はヨシを刈っていなかったが、このところ業者も入ってヨシ刈りをしている。そのためアオノリが生息するようになり環境がよくなっている。

[地域住民代表]

- ・つる草がカナムグラだけだったのが、クズが多くなり、ツルマメはここ10年ぐらい出てきて、ぎっしり生育している。だから、何か植生が、昔みたいに素直な形じゃなくて、変わってきている。

[地域住民代表]

- ・ハナガサも最近、目立つようになってきた。

[行政]

- ・これからここを公園として開園を目指していくスケジュールや、大阪市域、特に地域の東淀川の方への周知や理解を求める方法と一緒に検討させていただきたい。

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域)平成25年8月7日開催分

[地域住民代表]

- ・大阪市は、統計上での調整区域は多分淀川の河川だけで、それ以外は市街化区域になっている。その中では、利用することではなく、ああいう自然景観があることとそれを維持していること自体が、公園的価値として意味がある。

[行政]

- ・行政側として感じたのは、不法占拠や一部つり場みたいになっていたところで子供さんが事故にあったときに、周りが草であれば発見が遅れるのではないか。

[事務局]

- ・現在の環境を生かした開園を目指すといつても、今の豊里地区とは全く違う形での公園や開園の仕方を目指さないと意味がない。
- ・どういった形が望ましいのか、自然環境に即したやり方については、地域の皆さんのご意見をいただきたい。
- ・どういうふうに合意形成をしていくかという点についてもご意見をいただきたいので、地域の方に昔の経緯を幅広く聞いてみたい。
- ・また、ふだん利用されている方にもご意見を聞いてみたい。

[地域住民代表]

- ・5年か10年ほど前、大淀野草地区にある浅い池の周りを全部トラロープで囲って立入禁止にした。その経緯を調べてほしい。
- ・豊里野草地区は、観察会なら大人と一緒に入りましょうというくらいの注意書き看板を立てておくくらいでいい。でないと、日本で公認された野生的自然環境がなくなってしまう。

[地域住民代表]

- ・積極的に入れと言っているわけではないので、事故に対する自己責任の仕組みづくり、過度に物で制御しない仕組みづくりは大きな課題だ。その辺を解決しないと開設面積はふえていかないのではないか。
- ・利用者責任のもとで自然風景地区の開園をして、自然風景を公園の中で十分残していくような手立てを、ぜひとも淀川から発信していきたい。
- ・管理瑕疵の観点から話をしていくと、いろんな破壊を発生させたり、子供に正しい自然観を感じ取ってもらえる空間を公的に管理できなくなる。

[地域住民代表]

- ・福島区で淀川河川公園を学校として利用している学校がほとんどない。ワンドまでつくって整備しているのにもっていない。学校の意見も一度、聞いてはどうか。

[地域住民代表]

- ・先生は、水辺の学校などで子供達が自然と触れ合うことの喜びを知って、大人がいないときに川に行くようになったことで大きな不安を感じている。安全管理をしながら自然遊びをする、そのバランスが課題だ。

[地域住民代表]

- ・かなりの数の子供がソフトボールなどで河川敷には行っているので、逆に小学生のころから学校でそういう危険なことも教えてもらっておくほうがかえっていい。

[地域住民代表]

- ・私の事業でも、小学生であっても安全管理、自己管理の徹底を教えながら観察会をする。学びの中で伝えていくことが大事だ。

[地域住民代表]

- ・都市公園を開設したエリアの中にも危険を十分に認識しながら使わなければいけないエリアがあるということを、行政からはなかなか言いにくいが、ぜひともそれは言い切らないといけない。

[地域住民代表]

- ・年間の水死事故は子供より大人のほうが多い。小さいときにそのように教育されておらず自覚しなかったからだ。

[地域住民代表]

- ・淀川河川公園の開園当初のころ、研究レベルで利用意向などについてアンケート調査をしていた。その当時の河川敷に対する認識と今の認識は大分変わっているだろうから、そろそろそういうことも必要な時期に来ているのかもしれない。

[事務局]

- ・今後の進め方としては、豊里自然地区は、アンケートをとるとか、学校の先生に聞きに行くとか、そういうことを少しやった上で、今後どういうふうにこの検討を進めていくか、地域の方も巻き込んで、もう少し幅広い方の意見も聞いたうえで、どういうふうにやっていくかを次回お諮りしたい。

- ・東大道野草地区のほうは、整備、管理の案をつくって、次回にご相談したい。

[地域住民代表]

- ・豊里地区は舗装された道が3本もあるので、緊急用河川敷道路だけ残して、あとはできるだけコンクリートやアスファルト類は取ってしまうといったことをお願いしたい。

[事務局]

- ・緊急用河川敷道路は工事などで日常的に使っているため、自転車の通行は公的には認めづらい。
- ・大阪府全体では自転車道のネットワークをやっているので、この自転車道の位置付けを次回までに確認する。

[地域住民代表]

- ・地元でお聞きになるときに、大分ご高齢の方になるかもしれないが、農村集落の中で皆が薪や芝をとれる場所だという形で、入会地的な利用をした経緯は昔になかったのかどうか、そのあたりも聞けるとおもしろい。

[事務局]

- ・大阪市あるいは区の教育委員会や地域の方か。

[地域住民代表]

- ・90歳以上でないとむずかしいのではないか。

[地域住民代表]

- ・地元で聞いてみる。

[地域住民代表]

- ・古史とか、そういうことを少しされている方が。

[事務局]

- ・地元の歴史編纂をされている方が。

[地域住民代表]

- ・郷土史とか、そういうことをされている方に、東淀川などは農村集落なので、その集落の中で川とどんなつき合い方をしていったかという話があるとおもしろい。

[事務局]

- ・自然だけではなく、歴史的なことも薄く広く聞いてみたい。

[お問い合わせ先]

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: yodogawa-kouen@kkr.mlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyougi/index.html

2013年10月発行

第6号

平成25年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録